

誓約書

1. 本支援事業の支援対象である中小企業又は個人であることに相違ありません。
2. 依頼する案件は、平成17年4月1日以降に特許出願済のものであって、出願番号が付与されており、まだ審査請求を行っていない出願であることに相違ありません。
3. 依頼する案件は、国際特許出願、審査請求期間の満了まで2ヶ月未満の特許出願、出願却下・取下・放棄がされた特許出願ではないことに相違ありません。
4. 依頼する案件は、平成16年度以降どの調査事業者に対しても、本支援事業を利用して調査依頼を行った案件ではないことに相違ありません。
5. 依頼する案件は、本支援事業を利用して同一案件を複数の調査事業者に対して調査依頼を行ったり、複数回にわたって調査依頼を行ったりしていないことに相違ありません。
6. 平成20年度の本支援事業の利用件数が単独の調査事業者または複数の調査事業者のいずれであっても、合計で20件を超えていないことに相違ありません。
7. 調査事業者から先行技術調査報告書を受領した場合には、1週間以内に事業者
に受領書を送付いたします。

上記1～7の記載事項が事実と反した場合には、依頼した案件の先行技術調査に要した費用等を調査事業者に支払います。

平成 年 月 日

依頼する案件の出願番号： 特願 - 号

住所：

依頼者（出願人）名： 印
(中小企業の場合は法人名)

記入者名： 印
(依頼者が中小企業の場合のみ記入)